

【納税通知書とは】

固定資産税は、各固定資産の課税標準額が免税点（※）以上の納税義務者に対し、市が送付する納税通知書（例１）によって、その税額などが通知されます。

納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額のほか、納期限までに納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法などが記載されています。

納付時期は、課税年度の５月末、７月末、１２月末、翌年の２月末を納期限として、年４回設定しています（ただし、年税額が４，０００円未満の場合は、一括納付となります）。

納付方法については、送付する納付書か登録した口座振替で納付していただきますが、便利で納付忘れのない口座振替をおすすめしております。

口座振替をご利用されたい方は、市内の金融機関窓口でお手続きされるか、税務課の固定資産税係までご連絡をお願いします。

(例１) 上天草市 令和 年度 固定資産税 納税通知書

年度	通知書番号	行政区	納税組合	世帯番号
令和 年	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇〇〇〇〇

課税標準額(円)	土地(A)	家屋(B)	償却資産(C)	合計課税標準額(D) (A)+(B)+(C)
	0	1,150,640	0	0
税額(円)	固定資産税額(E) (D)×税率(1.4%)	新築軽減対象額(F)	新築軽減税額(G) (F)×税率(1.4%)	年税額 (E)-(G)
	16,100	0	0	0

期 別	1 期	2 期	3 期	4 期
納付額(円)	4,100	4,000	4,000	4,000
納 期 限	令和 年 5 月 31 日	令和 年 7 月 31 日	令和 年 12 月 25 日	令和 年 2 月 28 日
振 替 日				

(※ 固定資産税の課税標準額が、免税点（土地の免税点は３０万円、家屋の免税点は２０万円、償却資産は１５０万円）未満である場合は、課税しないこととなっています。)

(次ページに続く)

◎ 課税資産の内訳

土地・家屋・償却資産があります。

毎年1月1日現在、上天草市に所有する土地・家屋のうち課税対象となった資産について、その課税内容を課税明細書として、納税義務者ごとに土地、家屋のすべての資産を表示しています（償却資産の詳細な内容は、課税明細書には記載されていないので、ご注意ください）。

なお、土地・家屋・償却資産には、免税点が定められており、各課税標準額がその額未満の場合は、免税となります。（土地の免税点＝30万円、家屋の免税点＝20万円）

（例2）は、所有されている固定資産（土地と家屋）のすべての明細になります。

その固定資産の所在地、地番、地積、課税地目などが記載されています。

それぞれの固定資産に税がいくら賦課されているかについては、明細の「税相当額(円)」の欄をご確認ください。

(例2) 令和 年度固定資産税課税明細書								
氏名	上天草 太郎 様				通知書番号 行政区 納税組合 世帯番号			
					〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇			
区分	所在地	台帳地目・種類	課税地積・床面積 (㎡)	軽減税額 (円)	負担水準	小規模住宅その他	備考	
	地番	課税地目・構造	評価額 (円)	税相当額 (円)				
	家屋番号	台帳地積 (㎡)	課税標準額 (円)	前年課税標準額 (円)				
土地	土地の字	宅地	131.90			79.25		
	番地	宅地	1,643,474	3,834		0.00		
		131.90	273,912	273,912		0.00		
土地	土地の字	畑	165.00			0.00		
	番地	一般畑	5,510	77		0.00		
			5,510	5,510		100.00		
土地	土地の字	山林	139.00			0.00		
	番地	一般山林	1,930	27		0.00		
			1,930	1,930		100.00		
家屋	家屋の字	専用住宅（一般）	156.40			0.00		
	番地	木造	1,150,640	16,109		0.00		
			1,150,640			100.00		